

# 新型コロナウイルス感染症 学校出席判断基準早見表

令和4年9月13日 屋良小学校

新型コロナウイルス感染症で学校の出席や欠席について、お子さんの状況を下記の早見表で確認し、登校させる、または休ませる判断をしてください

対象	状況		登校	出席に関する取扱い
1 本人について	① 新型コロナウイルスに感染した	症状がある場合	×	出席停止 ※保健所の指示に従うこと □発症日翌日を1日目として、7日間は自宅待機(この間に症状が軽快し、軽快後24時間経過したら、8日目から登校可能)
		無症状の場合		出席停止 □検体採取日の翌日を1日目として、7日間は自宅待機、8日目から登校可能 □検体採取日翌日を1日目として、5日目に検査キットによる検査で陰性を確認となること(自宅待機短縮届)を学校に提出すること
	② 風邪症状がある	病院受診をした。	×	出席停止 □風邪症状が改善した翌日から登校可能
		病院受診ができていない。	×	出席停止 □風邪症状が改善して3日間の自宅安静後、登校可能
③ ワクチン接種・接種後の副反応		×	出席停止 □ワクチン接種の日と接種後の症状の消失した翌日から登校可能	
2 同居家族について	④ 家族が新型コロナウイルスに感染した		×	出席停止 □児童本人は原則、濃厚接触者となる。保健所の指示に従うこと <b>出席停止の期間はA・Bのいずれか</b> A:最後の接触の日から5日間は出席停止。 B:厚生省が認める抗原検査キットを用意して最終接触日から2日目に3日目に2回とも陰性となること。(自宅待機短縮届)を学校に提出すること
	⑤ 家族が濃厚接触者になる。		×	出席停止 □検査結果(陰性)を確認するまでは待機 □陰性であれば登校可能
	⑥ 家族に風邪症状がある。		×	出席停止 □風邪症状がなくなるまで自宅で待機
3 学級や部活動、スポーツ少年団で陽性者が出た場合	⑦ 学校で感染リスクが低い判断		○	登校は可能 □児童本人の体調が良ければ登校可
	⑧ きょうだい学校へ登校しながらPCR検査を受けた		○	登校は可能 □本人に風邪症状がなく、きょうだいも症状がない場合は結果を待たなくても登校できる。
	⑨ 学校で感染リスクが高いと判断 ※マスクなしでの活動や屋内での密接な活動をした場合		×	出席停止 (例)学級内に2人以上の陽性者、又は複数人の未受診の有症状者がいる場合。 (例)マスクなしでの活動や屋内での接触の多い活動である場合
	⑩ きょうだい出席停止として自宅待機となりPCR検査を受ける。		×	出席停止 □検査結果(陰性)がわかるまで待機 □陰性であれば登校可能
	※児童が陽性または濃厚接触者になった場合は保健所の指示に従ってください。保健所からの連絡がない場合は保護者で保健所に連絡を入れてください。			